

ろうきんスウィングサービス利用規定

1. (スウィングサービス)

ろうきんスウィングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、あらかじめ指定された普通預金と貯蓄預金または定期預金との間で、あらかじめ指定された日に預金の残高に応じて、指定の金額または当金庫所定の方法により算出した金額を口座振替するサービスをいいます。なお、普通預金と貯蓄預金の相互間における自動振替を「貯蓄預金スウィング」、普通預金と定期預金の相互間における自動振替を「定期預金スウィング」といいます。

2. (対象)

本サービスの対象となる普通預金、貯蓄預金および定期預金は同一の個人名義の預金に限ります。

3. (順スウィングと逆スウィング)

本サービスにおいて、普通預金から貯蓄預金または定期預金へ振替入金することを「順スウィング」といい、貯蓄預金から普通預金へ振替入金、または、定期預金を自動的に解約し元利金を普通預金へ振替入金することを「逆スウィング」といいます。

4. (振替日の指定等)

- (1) 本サービスでは、あらかじめ振替日および振替周期を指定いただきます。
- (2) 振替日が当金庫休業日の場合は、翌営業日で行います。

5. (貯蓄預金スウィング)

(1) 順スウィング

- ① 指定された振替日に普通預金残高が指定の金額（以下「順振替ライン」といいます。）を上回り、その上回った金額が振替指定金額以上の場合に、振替指定金額を貯蓄預金口座に振替えます。
- ② 振替指定金額の指定がない場合には、順振替ラインを上回った金額を貯蓄預金口座に振替えます。

(2) 逆スウィング

- ① 指定された振替日に普通預金残高が指定の金額（以下「逆振替ライン」といいます。）を下回った場合に、振替指定金額を普通預金口座に振替えます。なお、貯蓄預金残高が振替指定金額に満たない場合は逆スウィングは行いません。
- ② 振替指定金額の指定がない場合には、逆振替ラインを下回った金額を普通預金口座に振替えます。なお、貯蓄預金残高が逆振替ラインを下回った金額に満たない場合は逆スウィングは行いません。

6. (定期預金スウィング)

(1) 順スウィング

- ① 指定された振替日に普通預金残高が順振替ラインを上回り、その上回った金額が振替指定金額以上の場合に、上回った金額の範囲で振替指定金額の整数倍の金額を定期振替限度額まで定期預金口座に振替えます。
- ② 振替指定金額および定期振替限度額の指定がない場合には、順振替ラインを上回った金額を定期預金口座に振替えます。

(2) 逆スウィング

定期預金の満期日に普通預金残高が逆振替ラインを下回った場合に、満期日をむかえた定期預金を自動解約し、解約元利金を普通預金口座に振替えます。

7. (残高の確定)

本サービスを行う場合の普通預金残高の確定は当金庫所定の方法で行います

8. (払戻請求書等の省略)

本サービスを行う場合の普通預金口座および貯蓄預金口座からの払戻し、定期預金の自動作成または自動解約において、普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、貯蓄預金規定および各定期預金の規定の定めにかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

9. (変更、解約)

本サービスの内容を変更する場合または本サービスを解約する場合は、当金庫所定の書面により当店または当金庫本支店に届出てください。

10. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、貯蓄預金規定および各定期預金の規定により取扱います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上